

育成会分会ニュース 97号 2017.2.22	発行： ユニオン東京合同 手をつなぐ育成会分会 〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-17-8 皆川ビル 301 朔気付 TEL&FAX 03-3262-4440 メール info@union-tg.org HP http://www.union-tg.org/utg/ 郵便振替 00110-8-120661
--	--

★★★ これは、知的障害者の親の全国組織で働く労働者で作る労働組合の「手をつなぐ育成会分会」のニュースです。★★★

育成会「偽装解散劇」による「偽計」が露呈

「偽計」とは、「人を欺き・誘惑し、または人の錯誤、無知を利用する」ことをいいます。

2月22日 (水)	不当労働行為救済命令取消請求事件 平成28年(行コ)第403号 控訴審 育成会がどんなに詭弁を弄そうとも、不当労働行為の認定が揺らぐことはない。 第1回口頭弁論 11:00～ 817号法廷
3月8日 (水)	解雇無効・地位確認請求事件 平成26年(ワ)第24172号 育成会責任者は人証調べで、「偽計解雇」の真実を語れ! 10:00～ 久保厚子 (全日本育成会元理事長/全国育成会連合会会長) 三上正浩 (全日本育成会清算人) 13:30～ 岡庭千泰 (被解雇職員) ・ 宮崎 一 (被解雇職員) 405号法廷

全日本育成会はどのように偽計したか。

2014年2月25日に、全日本育成会久保厚子理事長(当時)らは、職員に対して「社会福祉法人格の返上」にともなって事務所を閉鎖するから労働者を解雇するとし、代わりに56都道府県・政令指定都市育成会で連合会を組織し、新たな連合会には会長と事務局をおくが「誰も雇用しない」としました。

職員は全く納得できず、久保厚子理事長に質問書を出し続けましたが、6月以降に事業を具体的にどのように進めるのかなどの質問に対して「回答の必要を認めない」などとし、三役体制をそのままにして事業は続けるのに自分たちがなぜ解雇になるのか納得のできる説明はありませんでした。

そして、組合による団体交渉の申し入れに対しては全日本育成会の不誠実な対応が続き、団交申し入れを応諾しないまま、5月31日付で職員2名を不当解雇しました。

2名は解雇無効地位確認裁判を起し闘ってきました。裁判で育成会から出されたなどの証拠により、事実が明らかになってきたら、全日本育成会が法人格を変えて組織形態の変更し「全国手をつなぐ育成会連合会」になることを、「別団体」とごまかしての、偽計による解雇であったのです。

育成会の名称と法人格の変更であった。

2014年3月19日に、全日本育成会の三役(理事長、副理事長、常務理事)が法人格の見直しとして構想案や社会福祉法人の解散のスケジュールを作り、全日本育成会は5月31日までとし、6月1日から事務所を滋賀県育成会に移転することや、新たな連合会の名称や任意団体となることも決め、公益事業として行ってきた事業、役員、団体も、財務基盤も承継する。労働者の雇用だけを排除することを含んで、形骸化した社会福祉事業は廃止することを2014年3月20日の評議員会、理事会に提案し決議したのでした。

しかし公表されたのは、「社会福祉事業の廃止、公益事業の廃止」だけで、社会に対しても「組織形態の変更」であることは隠ぺいされたのでした。

このように騙す意図をもって、職員に虚偽の説明で欺罔し、また全日本育成会は「声明」などを出し社会に対しても、社会福祉法上の手続きとしての「解散」を、「全日本育成会の解散」と団体が解散し、新たな連合会が発足するかのように、人の錯誤を利用した、とんでもない「偽計」による解雇だったのでした。

・厚生労働省はそれを知ったうえで、加担しているのでしょうか。

育成会は、団交に承諾しないのには「合理的な理由がある」としているが、中労委命令取消裁判の控訴審に対する国側の答弁書は、きっぱり否定した。

事 実	評価（国側の控訴答弁書の趣旨）
<p>2009年2月27日に、職場で被災し労災申請していた非正規職の組合員に対し、全日本育成会は、「雇用契約終了の予告通知」を出した。3月12日に労災が認定された通知が届いたのであるから、即座に「雇用契約終了の予告通知」を撤回するように求めたが、全日本育成会は3月30日まで撤回しなかった。</p> <p>そして、副島宏克理事長（当時）は、非正規職の組合員に対し、「今後の雇入れ通知の労働条件について協議しよう」と声をかけながら、結局一方的に「雇入れ通知」を送りつけてきた。</p> <p>それを受けて、2009年4月16日の第20回団交では、全日本育成会の理事に直接に質し、見解を尋ねたところ何も示してないのに「お示した通り」と、発言した。さらに組合が質問したところ、伊藤昌毅弁護士（第一協同法律事務所）が何度も繰り返し遮って、高鶴かほる理事も50分も黙り込み団交破壊を行った。</p> <p>全日本育成会は自ら団交破壊を行った事態を転倒して描き、組合の謝罪などの条件を付して団交拒否を続けた。そしてその後、「偽装解散劇」によって組合員を「偽計による解雇」を行った。</p>	<p>第20回及び第21回団体交渉において、組合が全日本育成会側の担当者の見解を質し、直接回答を得ようとするには何ら問題がない。</p> <p>組合側が労務担当理事として一貫して団体交渉に出席している高鶴かほる理事に対して、組合員の雇用契約に関する見解を質したところ、全日本育成会側伊藤昌毅弁護士これを繰り返し遮るなどしたため、団体交渉における交渉担当者を巡って紛糾した。これらは、上記伊藤昌毅弁護士の対応や、発言を求められた高鶴かほる理事が何も答えず、50分にもわたって沈黙するなどの対応に触発された面を否定できないところである。</p> <p>にもかかわらず、全日本育成会は、組合が謝罪や誓約をしない限り団体交渉に応じないなどの留保や条件を付け、結局団体交渉を開催しなかったのであるから、全日本育成会の対応には正当な理由など存在しないとして、不当労働行為の成立を認めた都労委の初審命令や、東京地裁第19部の緊急命令の判断はもっともなものである。</p>

育成会は、見苦しい悪あがきをやめろ。

全日本育成会は中労委命令取消裁判を起こし、東京地裁は2016年10月26日に判決を出し、全日本育成会の主張を全面的に棄却しました。全日本育成会には、法令を遵守し、団交に条件を付けるこ

となく、組合の組合員の労働条件に関する団交の申入れに承諾することが求められているのです。

2月22日の控訴審第1回口頭弁論では、控訴理由の可否が問われます。

解雇の事由には、合理的な理由がない。

3月8日の解雇無効・地位確認請求事件の人証調べでは、久保厚子元理事長・現会長の偽計が暴かれようとしています。平成27年3月3日付全日本育成会準備書面（1）9ページ1行目に「本件解雇については、事業を廃止して法人を解散することを理由とするものであり、法人の存続を前提としない『やむを得ない事由により、事業の継続が不可能になった時』（9号）ないしはこれに『準じる事由により、職員として勤務させることが不相当と認められたとき』（同10号）に該当するものとして、原告らに対して解雇予告通知を行ったものである」としているように、「法人の存続を前提としない」、もしくは

は「事業の継続が不可能になった時」という趣旨で、解雇予告通知を発したことを示しています。

しかし、全日本育成会の理事会・評議員会の決定は「法人格の変更」（組織形態の変更）によって、「事業は継承する」のですから、解雇予告通知の合理的理由がないもので、このような解雇は無効です。

全日本育成会は、法人格の変更であることと、法人格を変更した後の団体で事業は承継することを隠蔽して、偽計により解雇したことは、解雇権の濫用行為です。仮にこのような解雇をするような場合には、整理解雇の法理が妥当し、4要件が判断されなければならなくなります。また、上記のように悪質な隠蔽や説明のごまかしが行われるのは、全日本育成会の不当労働行為意思によるものです。